

「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案」について（概要）

1. 背景

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（令和3年法律第58号。以下「改正法」という。）が令和3年6月9日に公布されたところ、同法の施行に伴い、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成22年国土交通省告示第703号）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 妊娠・出産の申出をした船員に対する個別周知・意向確認のための措置に関する事項について（新設）

改正法第1条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第21条第1項の規定に関して、

- ・ 育児休業に関する制度等の個別周知及び育児休業申出に係る船員の意向確認のための措置を講ずるに当たっては、育児休業の取得を控えさせるような形での措置の実施は、同項の措置の実施とは認められないものであること
- ・ 育児休業申出に係る船員の意向確認のための措置を講ずるに当たっては、事業主から船員に対して、意向確認のための働きかけを行えばよいものであることを定めることとする。

(2) 育児休業が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置に関する事項について（新設）

法第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第22条第1項の規定に関して、育児休業が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備の措置を講ずるに当たっては、

- ・ 短期はもとより1か月以上の長期の休業の取得を希望する船員が希望するとおりの期間の休業を申し出て、取得できるように配慮すること
- ・ 可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいものであることを定めることとする。

(3) その他

その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日 : 令和4年3月中旬
施行日 : 令和4年4月1日